

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ①

給付

業務によって新型コロナウイルスに感染した方へ

労 災 保 険

業務によって新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労災保険給付の対象となり、保険給付の請求が可能

愛知労働局労働基準部労災補償課
TEL: 052-855-2147

解雇等により住宅を失った
(失う恐れのある)方へ

住 居 確 保 給 付 金

住宅を失っている方又は住宅を失うおそれのある方を対象として、賃貸住宅の家賃を支給

各名古屋市中区・暮らし自立サポートセンターにお問い合わせ下さい。

援助①

個人市民税の納付が困難な方へ

個 人 市 民 税 の 減 免

所得の大幅な減少が見込まれる方などに対する個人市民税の減免の実施

各市税事務所にお問い合わせください。

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ②

援助②

学 校 へ 通 う
子 ども が い る 方 へ

就 学 援 助

市立小中学校又は国立小中学校へ就学させるのにお困りの方に、給食費や学用品費などの費用を援助する制度

教育委員会事務局学事課
TEL: 052-972-3217

名 古 屋 市 奨 学 金 (高等学校等給付型奨学金)

市内在住の高校生のうち、保護者等の年収見込額が市民税所得割非課税相当となる方に奨学金を給付(公立60,000円、私立72,000円)
・選考あり。在籍高校を通じて申請

教育委員会事務局学事課
TEL: 052-972-3385

市立高等学校入学料・ 授業料免除

市立高等学校の入学料または授業料の免除

入学・在学する市立高等学校にお問い合わせ下さい。

日本学生支援機構奨学金 (貸与型奨学金)

日本学生支援機構の定める家計急変の事由に該当する場合に、貸与型奨学金の申請受付

各学校にお問い合わせ下さい。

大学等授業料減免制度

各学校で定める家計急変の事由に該当する場合に、授業料減免の申請受付

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

個人・世帯の方へ③

期間の延長等

税金の納付が
困難な方へ

納税の猶予制度

給与が大幅に減少した等の事情により市税の納付が困難となった方に対する納税の猶予

各市税事務所にお問い合わせください。

住民票、戸籍、
マイナンバーに関する
手続きをしたい方へ

電子証明書の更新手続き

電子証明書の更新手続きについて、電子証明書の有効期限経過後も更新手続きが可能

各区役所市民課
各支所区民生活課市民係
にお問い合わせ下さい。

郵送請求

住民票、戸籍、
マイナンバーに関する
手続きをしたい方へ

郵送による
届出

転届は、郵送によることが可能

各区役所市民課
各支所区民生活課市民係
にお問い合わせ下さい。

住民票・戸籍などの証明書の
郵送請求

住民票・戸籍などの証明書の請求は、郵送による請求が可能

証明書交付センター
TEL: 052-683-9532

手数料免除

融資や貸付等の
手続きのために
証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書の
交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

各区役所市民課
各支所区民生活課市民係にお
問い合わせください。

所得証明・納税証明などの
市税に関する証明書の
交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

各市税事務所にお問い合わせください。

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ①

相談

経営等について
ご相談したい方へ

経営相談

中小企業診断士などの資格を持つマネージャーが、創業、経営などについて無料の窓口相談を実施(要予約)

名古屋市新事業支援センター
TEL:052-735-0808

金融相談窓口

資金繰り・融資などに関して、専門の相談員が相談を受付

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2000

給付

従業員に
休んでいただく方へ

雇用調整助成金

事業主が雇用の維持を図るための休業手当等に要した費用を助成

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
TEL:0120-603-999(厚生労働省)

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ②

融資

資金繰りのため融資を受けたい方へ

セーフティネット保証
4号・5号

売上高が減少している中小企業者が、資金繰り支援を受けるため、対象中小企業者であることの認定の受付

環境適応資金
(経済対策特別資金)

経営環境が急激に悪化している中小企業者の資金繰りを支援するための融資制度(限度額1億円)

ナゴヤ新型コロナウイルス
感染症対策経営支援資金

売上高や利益率の減少の影響を受けている中小企業者の方の経営を支援するため、申込金融機関との対話を通じ経営行動計画を立て、据置最大5年かつ長期借入を低金利で受けられる融資制度(限度額1億円)

成長応援資金

民間金融機関からの借入れのない小規模企業者を対象に、第三者保証人を不要とした名古屋市小規模事業金融公社が経営支援を行う低利な融資制度(限度額300万円)

新型コロナウイルス感染症
特別貸付

貸付上限:直接貸付6億円(別枠)(中小企業事業)8千万円(別枠)(国民事業)
貸付期間:運転20年以内、設備20年以内(うち据置期間5年以内)前5年のいずれかの年の同月比で売上が5%以上減少

衛生環境激変特別貸付

貸付上限:衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円)
貸付期間:運転15年以内(うち据置期間3年以内)
前年もしくは前々年同月比で売上が10%以上減少

経済局中小企業振興課
TEL:052-735-2100

日本政策金融公庫
TEL:0120-154-505(平日)

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ③

期間の延長等

税金の申告・納付が
困難な方へ

納税の猶予制度

事業継続が困難となった等の事情により市税
の納付が困難となった方に対する納税の猶予

各市税事務所にお問い合わせ
ください。

支援①

介護サービス
事業所等を運営
されている方へ

介護サービス提供体制 確保事業補助

介護サービス事業所等が、サービスを継続し
て提供できるよう、通常のサービス提供時
では想定されない経費を支出した場合に当該
経費について補助

高齢者施設等における 検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した高齢者
施設等において、任意検査(自由診療)を行っ
た場合の費用について補助

健康福祉局介護保険課
(ウェブサイト「NAGOYAかいごネッ
ト」事業者向けページの新着情報
をご覧ください。)

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

事業者の方へ④

支援②

障害福祉サービス事業所等を運営されている方へ

障害福祉サービス継続支援

障害福祉サービス事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助

障害者施設等における検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した障害者施設等において、任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助

健康福祉局障害者支援課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの最新情報をご覧ください。)

障害児通所支援事業所等を運営されている方へ

障害児通所支援等サービス継続支援

障害通所支援事業所等が、サービスを継続して提供できるよう、通常のサービス提供時では想定されない経費を支出した場合に当該経費について補助

障害児通所支援事業所等における検査費用補助

新型コロナウイルス感染者が発生した障害児通所支援事業所等において、任意検査(自由診療)を行った場合の費用について補助

子ども青少年局子ども福祉課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの最新情報をご覧ください。)

子ども青少年局子ども福祉課
(ウェブサイト「ウェルネットなごや」事業者向けページの最新情報をご覧ください。)

免除手数料

融資や貸付等の手続きのために証明書が必要な方へ

住民票・戸籍などの証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な住民票・戸籍などの証明書の交付手数料を免除

所得証明・納税証明などの市税に関する証明書の交付手数料の免除

融資や貸付等の支援制度の手続きに必要な市税に関する証明書の交付手数料を免除

各区役所市民課
各支所区民生活課市民係にお問い合わせください。

各市税事務所にお問い合わせください。

2023年11月1日現在

新型コロナウイルス感染症に関連する主な支援策について

その他窓口等

寄附

新型コロナウイルス感染症対策への寄附をお考えの方へ

ナゴヤ新型コロナ対策でらハートフル基金

新型コロナウイルス感染症対策の推進を目的とした寄附を募集

財政局資金課
TEL: 052-972-2308

窓口

外国人の方へ
(がいこくじのかたへ)

外国人市民への多言語情報発信、相談窓口
(がいこくじのかたへの
そうだんまどぐち)

名古屋国際センターにおいて、外国人相談窓口を運営し、必要に応じて適切な専門機関を紹介。併せて、ウェブサイト、フェイスブックにて、9言語(日、英、ポ、ス、中、ハ、フィ、ベ、ネ)及び「やさしい日本語」による情報提供を実施。また、タブレット端末によるビデオ通訳やトリオホン(三者通話)による通訳を実施

名古屋国際センター
(なごやこくさいせんたー)
TEL: 052-581-0100

人権問題で困っている方へ

ソレイユプラザなごや
人権相談

ソレイユプラザなごやにおいて、人権相談窓口を運営し、相談内容に応じて必要な情報を提供するほか、適切な専門相談機関等を案内

電話番号: 052-684-7017
(火曜日(祝休日の翌日を除く)から
日曜日の午前9時から午後5時)

2023年11月1日現在